

# 普通自動車教習契約書特約条項

入所申込者（以下「甲」という。）は、株式会社池上自動車教習所（以下「乙」という。）との間に、下記の特約条項を確認し承諾しました。

## 第1条（契約成立）

甲からの教習受講の申込を乙が受け付けた場合であっても、下記の場合には教習契約は成立せず、または契約はその効力を発生せず終了します。

- (1) 甲に下記第2条にいう、法定の免許取得欠格事由があるとき
- (2) 甲が、ローン契約（個別信用購入あっせん）による支払、またはクレジット契約（包括信用購入あっせん）による支払を希望し、かつ、当該ローンまたはクレジット契約の締結ができない場合
- (3) 甲が、適性テストに合格しない場合、または、甲に文字もしくは言語の理解不足があり、教習に支障が生じると、乙が判断した場合
- (4) 甲が、暴力団その他反社会的勢力に属する場合、または粗野な言動や他人に多大な迷惑をかける行為等により、教習に支障を生ずる場合

## 第2条（免許取得欠格事由）

1. 甲は、以下の一定の病気を有していません。

- (1) 認知証、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、そううつ病
- (2) 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、その他運転に支障のあるもの
- (3) アルコール、麻薬等の中毒

2. 甲は、以下の自動車等の安全な運転に支障のある症状を有していません。

- (1) 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状も含みます。）を原因として、または原因は明らかではないが、意識を失ったことがある。
- (2) 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部または一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- (3) 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- (4) 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
  - ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
  - ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- (5) 病気を理由として、医師から、運転免許の取得、または運転を控えるよう助言を受けている。
- (6) 聴力、視力、手や足等に、運転に支障となる障がいがある。

3. 甲は、以下の処分を受けたことはありません。または、受験前1年以内に取消処分者講習を受講しました。

- (1) 運転免許の取消処分
- (2) 運転免許の拒否処分
- (3) 国際免許の6ヶ月を超える運転禁止処分

4. 教習の修了後、上記1項、2項、3項の免許取得欠格事由があることにより、甲が免許を取得できなかった場合でも、乙は、甲から受領済みの代金の一切を返還できません。また、甲に、乙またはローンもしくはクレジット会社に対する、未払い代金債務がある場合には、甲は、なお支払義務を負います。

## 第3条（期限）

1. 教習は下記の期限があります。法令及び当教習所の規定に基づく教習課程を、下記の期限を遵守し修了して下さい。

- (1) 教習期限…教習開始から9ヶ月以内に教習を修了する必要があること（限定解除は3ヶ月）
- (2) 修了証明書期限…修了検定合格後、3ヶ月以内に仮免学科試験に合格する必要があること
- (3) 仮免期限…仮免許証の交付から6ヶ月以内に卒業検定に合格する必要があること
- (4) 検定期限…全ての教習を修了してから3ヶ月以内に卒業検定に合格する必要があること

2. 乙は、甲に対し、前項1号の教習期限の間、教習を行う義務を負います。前項1号、4号の当該期限を経過した場合、既に受講した教習は原則として無効となり本契約は終了します。この際の返金方法は、第4条の規定に基づき返

金致します。また、甲に、乙またはローンもしくはクレジット会社に対する、未払い代金債務がある場合には、甲は、なお支払義務を負います。

#### 第4条（解約）

1. 甲は、教習開始から教習を修了するまでの間、本契約を途中解約することができます。この場合、支払済み教習料金のうち、未受講の教習回数に相当する料金を返金いたします。但し、入所手続きにかかる手数料としての入所料、教習教材費、写真代、及び各種プラン等のオプション料金については、返金できません。また、解約事務手数料5,000円（消費税別途加算）を申し受けます。  
なお、入所手続き終了後、一切の教習を開始していない場合については、支払済み教習料金から教習教材費、写真代を除いた料金を返金致します。また、解約事務手数料5,000円（消費税別途加算）を申し受けます。
2. 乙は、以下の場合、本契約を将来に向かって解約することができます。この際、乙が甲から未受講分の教習に相当する料金を受領していた場合には、当該部分は返金します。未受講部分の算定については、前項の規定と同様とします。
  - (1) 甲が、1条3号、4号または2条1項各号、2項各号に該当することが判明したとき
  - (2) 甲が、教習中に交通法規に違反し、刑事または行政処分がなされたとき
3. 甲が契約から1年以内に教習を開始しない場合、乙側から一方的に解除できます。この際、乙が甲から、未受講分の教習に相当する料金を受領していた場合には、当該分は返金します。但し、入所料、教習教材費、写真代、及び各種プラン等のオプション料金は返金できません。

#### 第5条（教習中の乙の義務）

乙は、甲に対する教習を行うに当たり、その安全確保に努めます。ただし、教習中の事故については、乙以外の者に責めのある部分に関しては、損害賠償等の責任を負いません。

#### 第6条（教習中の甲の義務）

1. 教習中、甲は荷物等を自己の責任で管理します。
2. 教習中、指導員の指示に従わずに負傷した場合、その治療費は全額甲の自己負担とします。
3. 災害、その他、突発事態のため正常な教習が行われない場合、その損害請求は致しません。

#### 第7条（個人情報の取得と利用）

1. 乙は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得します。
2. 乙が取得した甲の個人情報は、次の目的で利用します。法令で基づく場合を除いては、その他の目的に利用することはありません。
  - (1) 乙で実施する免許取得のための教習を実施するため
  - (2) 乙で実施する講習、認定教育を実施するため
  - (3) 乙で実施する教習、講習、認定教育に関する内容の宣伝、サービスなどをお知らせするため
  - (4) 乙が行う、各種イベント・キャンペーンや交通安全講習会等の開催の案内などをお知らせするため
  - (5) 顧客満足度の向上を図ることを目的として、郵便、電話、電子メールなどの方法により、アンケート調査を実施するため
3. 乙は、お客様の個人情報は、法令に基づく場合を除いて、第三者には提供しません。
4. 乙は、保有するデータについて、正確かつ最新の内容に保つように努め、個人データの漏えい、紛失等のないよう万全を尽くしています。また、業務遂行上の必要により外部専門業者に業務委託等を行う場合においても、委託先等に機密保持義務を課すなど個人データの管理監督に努めています。
5. 甲の個人情報の開示（確認）、または誤った個人情報の訂正、追加、削除などを希望される場合は、乙の定める書面により受付します。その際、本人であることを確認できるもの（運転免許証、住民票など）をご用意ください。
6. 個人情報の取扱いに関する問合せ先は、次のとおりです。

株式会社池上自動車教習所 業務課

〒143-0013 東京都大田区大森南五丁目5番5号

電話：03-5737-7711

# 入所誓約に関する同意事項

普通自動車教習契約書特約条項 第1条より第7条の定めを遵守し、教習を受講ください。

## 入所時

1. お持ちの運転免許証と住民票の記載事項（住所、氏名等）が異なる場合は、入所される前までに変更してください。
2. 現在妊娠中の方、妊娠の疑いがある方の入所はご遠慮いただいております。教習生、お子様の安全を考慮したのになります。ご理解ください。（入所後に妊娠された場合は速やかに受付にお申し出ください。）
3. 医師、保険師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、消防法施行令救急隊員の方はお申し出ください。応急救護処置教習が免除になります。

## 各種オプション

4. 各種オプションのご購入は、入所時のみとなりますので、入所後のオプション購入及び変更はできません。
5. スケジュールプラン等は、卒業を約束するものではありません（やり直しや、教習に来られなかった場合、検定不合格の場合等）。
6. 安心パックには、仮免学科試験の再受験料や任意の自由教習は含まれません。

## 外国籍のお客様

7. 外国籍の方の入所は、住民票と在留カードをご提出戴ける方に限り（外国籍の方の住民票期限は発行から6ヶ月以内です）。免許取得に際して、その他の特殊書類の提出が必要な方については、入所をお断りすることがあります。
8. 外国籍の方で日本語を理解されない場合、当所には外国籍の方の母国語を理解する者がいないため、教習を行えません。社団法人東京指定自動車教習所協会（電話：03-5783-2550）を通して応じられる教習所があるか、ご相談ください。

## 入所後

9. 豪雨・地震・台風・降雪・強風等の自然現象に於いて、当所が危険と判断した場合は、教習業務及び検定業務を中止する場合があります。なお、普通自動車教習契約書特約条項第3条の期限の延長はできません。
10. お客様、或いは指導員の急な体調不良により教習等が継続不可能となった際や、車両、機材、機器の急な故障により教習等の継続が不可能となった際は、その教習等は中断（無効）とし、あらためて教習等をやり直す事になります。なお、普通自動車教習契約書特約条項第3条の期限の延長はできません。
11. 送迎車は、定刻どおりの運行を心掛けておりますが、交通状況や天候状況によって、予定時刻より遅くなる場合、或いは、満員となり乗車できない場合があります。その際は、送迎乗務員の誘導、指示に従ってください。
12. 入所手続き終了後に、MT車からAT車に車種の移行を希望される場合は、移行手数料として5,000円（消費税別途加算）を請求させていただきます。  
なお、AT車の教習を開始された場合、MT車に移行することはできません。
13. 教習原簿を紛失した場合は、全ての教習を最初からやり直す場合があります。また、当所から外への持ち出しは厳禁となります。
14. 技能教習及び検定等の予約取消しは、定められている方法で行わない時は、所定のキャンセル料をお支払いいただきます。
15. お客様が契約後、追加で負担する教習料金（お客様が負担する費用の名目は問わず一切の金額）は、料金改定や消費税率の変更等により予告なく変更となる場合があります。

## 解約・退所時

16. 中途解約等の際、支済み教習料金は当所で定めた普通自動車教習契約書特約条項第4条に従って返金致します。
17. 入所手続き終了後、1年を経過しても教習を開始されない場合は、退所の手続きをさせていただきます。
18. 自己都合、教習期限切れ等で退所する際に払い戻される費用があるとき、退所日又は期限の切れた日から1年を経過した場合は払い戻しができません。

株式会社 池上自動車教習所